

わが国における分配側四半期別 GDP 速報の導入に向けた検討状況

内閣府 子ども・子育て本部（少子化対策担当）
参事官付補佐 鈴木 俊光¹

1. はじめに

GDPとは、わが国において生み出された付加価値の総額であり、生産、分配、支出のどの側面から捉えても、概念的には同じ値になることが「三面等価の原則」として知られている。生産側GDPは、各産業の生産活動によって生み出された付加価値の合計となる²。分配側GDPは、そうして生み出された付加価値が、労働（雇用者報酬）、一般政府（生産・輸入品に課される税、（控除）補助金）、使用資本の消費分（固定資本減耗）、残差としての利潤（営業余剰・混合所得）にどのように分配されているかを示す。支出側GDPは、配分された付加価値が家計や一般政府にどのように消費されたか、あるいは投資されたかなどを示す。

現行のわが国の国民経済計算（以下、「JSNA」）における四半期別GDP速報においては、支出側GDP及びその内訳各項目、分配側では雇用者報酬、家計可処分所得、家計貯蓄率が公表されているが、生産側や分配側の四半期別GDP速報値については公表されていない³。

このような状況の中で、政府全体としての公的統計の整備に関する基本的な方針を示す「公的統計の整備に関する基本的な計画」の第Ⅱ期計画（平成26年3月閣議決定）⁴において、JSNAの精度の確保・向上を目的として支出、生産及び所得の三面からの推計が掲げられるとともに、提供情報の整備のための具体的な措置として、生産及び所得面を含む三面の四半期推計を整備し、当面、参考系列として公表することを目指すことが示された。

その後、第Ⅲ期計画（平成30年3月閣議決定）では、家計の可処分所得及び貯蓄の速報値については、平成30年度中の参考系列としての公表を目指し、生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取り扱いについて、結論を得るものとされた。これらを踏まえ、家計可処分所得、家計貯蓄率の速報値につ

ては、令和元年8月以降、支出側GDP四半期別速報値（以下、QE）公表後に参考系列として公表されている⁵。一方、分配側GDP四半期別速報値については、令和元年10月の第18回国民経済計算体系的整備部会において、更なる検討が必要とのことで公表に向け研究を継続するものとされた。

本稿では、現段階における分配面の四半期速報値の開発状況と残された課題について報告する。これまで内閣府における分配面の四半期速報値については、山本（2011）、高田・竹内・吉岡（2014）でその当時の検討状況が報告されてきた。これらの報告は、「平成17年基準改定」における推計方法について検討がなされたものである。以下では、現時点の諸外国における分配側の四半期速報値の公表状況を概観しつつ、平成28年に実施された「平成23年基準改定」に対応した推計方法の開発状況と今後の課題について整理する。

2. 諸外国における三面の等価関係

現行のJSNAでは、支出側GDPと生産側GDPについて各種基礎統計等を用いて各々独立に推計され、支出側が優先されるため、支出側GDPと生産側GDPの差分は、「統計上の不突合」として、生産側GDPに表章される。他方、分配側GDPは独立に推計されず、生産側GDPと一致するように推計される。分配側GDPから営業余剰・混合所得（以下「営業余剰等」）以外の項目が加算控除され、残差が営業余剰等となる。このように分配側GDPについて、営業余剰等をバランス項目として、支出側GDPと生産側GDPを一致させる手法は2008SNAにも記載されている国際的にみても標準的な手法である。

表1は、諸外国における三面の等価関係を示したものである。大半の諸外国において分配側GDPは残差推計される中、米国においては分配側GDPが独立に推計さ

¹ 元・内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部企画調査課研究専門職。本稿の内容に関して、全ての責任は筆者に帰する。

² 厳密には、各産業で生み出された付加価値に対して税金を加算し、補助金を控除した額の合計。

³ 雇用者報酬、家計可処分所得、家計貯蓄率の四半期別速報値については参考系列としての公表。

⁴ 平成26年度を始期とする。

⁵ 支出側四半期別GDP2次速報値公表後の公表となる。

表1 諸外国における三面の等価関係（名目値、速報時点）

	等価関係		
	支出と生産	生産と分配	分配と支出
米	一致 (中間投入が中間消費に 一致するよう調整)	一致 (不突合を分配面に計上)	一致 (不突合を分配面に計上)
英	一致 (年次推計からの不突合を支出面に計上し た上で、在庫変動で調整)	一致 (年次推計からの不突合を分配面に計上し た上で、営業余剰で調整)	一致 (年次推計からの不突合を支出面、分配面 の両面に計上)
仏	一致 (在庫変動が残差)	一致 (営業余剰が残差)	一致 (生産面に同値)
伊	一致 (在庫変動が残差)	一致 (営業余剰が残差)	一致 (生産面に同値)
独	一致	一致 (営業余剰が残差)	一致 (営業余剰が残差)
加	—	—	一致 (かい離の半分ずつを両面に 不突合として計上)
豪	—	—	一致 (三面の実質 GDP の平均値から 名目 GDP を計算、不突合を支出面、 分配面の両面に計上)

出典：総務省統計委員会提出資料（2018）より引用。

れる⁶。米国は、支出面が優先される形で三面等価となるよう調整される。具体的には、生産面は支出面と合わせよう推計され、支出面（＝生産面）と分配面の差分は分配面において「統計上の不突合」が計上され、等価関係が維持される。

英国、フランス、イタリアでは、生産面が優先される形で三面等価となるよう調整される。これらの国では、支出面の在庫投資、分配面の営業余剰がバランス項目となり等価関係を維持（英国は年次推計からの不突合を支出面、分配面に計上⁷）される。

ドイツは、支出面と生産面を独立に推計した後、支出面と生産面の優先関係を決めずに調整する。分配面は営業余剰がバランス項目となり、三面の等価関係が維持される。

カナダは支出面と分配面について、かい離幅の二分の一を不突合としてそれぞれに計上。生産面については付加価値（Gross Value Added）の実質値のみ公表され、GDP は非公表となっている⁸。

オーストラリアは生産面については実質値のみ公表し、名目値は非公表となっている。分配面と支出面は一致（不突合を支出面、分配面の両面に計上）させている。

3. 英国、米国の分配側 GDP 推計

以下では、諸外国の中でも営業余剰を残差で推計している英国及び営業余剰を独立に推計している米国の2か国を取り上げて、わが国の分配側 GDP の推計方法を比較することで、分配側 GDP 推計の現状と課題を整理する。

3-1 英国における分配側 GDP 推計の概要⁹

英国¹⁰では、速報推計において、分配側推計及び支出側推計では信頼性の高い基礎統計が利用できないため、生産側推計を優先した速報推計が行われる。第一次速報推計では、生産側の経済活動別 GDP 推計に各種業界統計や『Monthly Business Survey』（ONS）などが利用される。第二次、第三次速報推計では、その後公表された生産側の統計資料を活用し推計が更新され、支出側及び分配側推計は第二次速報推計ではじめて公表される¹¹。この際、生産側との間の「統計上の不突合」は、支出側では「在庫変動」、分配側では非金融法人の「営業余剰」において開差調整され、残差が「統計上の不突合」（狭義）として公表される¹²。

⁶ 内閣府経済社会総合研究所（2018）を参照。

⁷ 英国の四半期速報推計では、年次推計における「統計上の不突合」をもとに外挿した不突合の値を支出面、分配面に計上している（ONS(2012)）。

⁸ 付加価値（GVA）に「生産物に課される税（控除）生産物に対する補助金」を加えた合計額が生産側 GDP となる。

⁹ ここでの記述は、Walker, Walton and Georghiades(2012)、内閣府経済社会総合研究所（2016）、ONS（2018）を参考している。

¹⁰ 英国では、英国国家統計局（ONS、Office for National Statistics）が GDP を公表している。

¹¹ 当該四半期終了後から、第一次速報は約25日後、第二次速報は約55日後、第三次速報は約85日後に公表。

¹² 英国の四半期速報では、支出面や分配面の推計段階で、在庫変動や営業余剰にある程度の調整を加えるが、その調整幅を明示している。これが開差調整（alignment）と呼ばれるものであるが、その残差を不突合の欄に計上している。したがって、通常の意味の不突合（広義の不突合）は、alignment と英国式の不突合（狭義の不突合）を合計したものとも考えられる。

年次推計においては、狭義の不突合は1回目の年次推計においてSUTの枠組みを活用した調整で減額され、当該四半期終了後1年7ヶ月後(あるいは1年10ヶ月後)に2回目の年次推計で詳細レベルのSUT(112生産物×112産業)を用いたバランスによりゼロとなる。

なお、ONSでは、2017年11月以降、生産側速報推計においてVAT(Value Added Tax)データの活用拡大を図る推計方法の変更を行っている。VATデータは、歳入関税庁(HM Revenue and Customs)によって63万事業所を対象に収集される付加価値税(わが国の消費税に該当)に関する税務データである。ONSでは、VATデータを税還付に関する誤差、四半期パターン、疑わしい動きを示す売上高などのデータ修正に活用することで生産側速報推計の精度向上を図っているとのことである。英国では、上述したように営業余剰が生産側との残差推計から求められるため、生産側推計の精度向上は分配側推計の精度向上にもつながるものと類推される。

表2は、英国における分配側GDP推計方法の概要をまとめたものである。営業余剰は、民間非金融法人、金融法人、公的法人、その他公的企業という制度部門別に推計される。民間非金融法人の企業収益等については、年次推計、四半期速報推計ともに『Quarterly Operating

Profits Survey』(ONS)を用いて推計される。『Quarterly Operating Profits Survey』は、製造業、商業、サービス業等の民間非金融法人を対象としたサンプル調査である。同調査は、省庁間ビジネスレジスターを活用して13の産業分類と5つの従業員規模グループにもとづきサンプル替えを行っている¹³。四半期速報推計期間では、一部産業について予測値が用いられる。金融法人はイギリス中央銀行(Bank of England)や歳入関税庁のデータ、公的法人ならびにその他公的企業は『Public Corporations Survey』(ONS)、『財政統計』等が用いられる。混合所得については、農業関連とその他自営業者に分かれる。年次推計ではともに歳入関税庁の所得データ、四半期速報推計では収入見込み額が用いられている。

英国は生産側GDPを優先してGDP推計を行っており、分配側GDPならびに支出側GDPは生産側と一致するように推計される。具体的には、年次推計ではSUTバランスにより「統計上の不突合」は解消されるが、速報推計では支出側では在庫変動、分配側では民間非金融法人の営業余剰に「統計上の不突合」が割り当てられ、開差調整が行われる。よって民間非金融法人の営業余剰には開差調整分の「統計上の不突合」が含まれる。

表2 英国の分配側GDP推計に用いる基礎統計ならびに推計方法

		経済活動・制度部門	年次推計	四半期推計
営業余剰		民間非金融法人	Quarterly Operating Profits Survey イギリス中央銀行データ 歳入関税庁の所得データ	Quarterly Operating Profits Survey, 一部産業については予測値 イギリス中央銀行データ
		金融法人		
		公的法人	Public Corporations Survey 財政統計	財政統計、政府公表情報、予測値
		その他公的企業	Her Majesty's Treasury data 等	
混合所得		農業関連	歳入関税庁の所得データ	農林水産省推計の収入見込み額
		その他自営業者		歳入関税庁推計の収入見込み額
雇 用 者 報 酬	賃金・俸給	—	歳入関税庁のPAYE(Pay-As-You-Earn)データ	年次推計の税務データをベンチマークに、ONSによる月次・四半期雇員数調査ならびに四半期平均収入調査により推計。軍関係者の賃金、現物給付については防衛省データより推計。
	雇主の社会負担	—	政府アクチュアリー庁の国民保険基金、国民保健サービスデータ等	年金関係は内国歳入調査データ、現物社会給付関係は中央統計局の家計支出調査データ。政府アクチュアリー庁の国民保険基金、国民保健サービス、解雇手当基金の四半期データをもとに推計。
生産・輸入品に課される税		中央政府	歳入関税庁データ、あるいは政府勘定データ	
		地方政府他	財政統計	
補助金		—	「公的支出に関する計画と監視制度」データ	

出典：ONS(1998)、Walker, Walton and Georgiades(2012)より作成。

¹³ ビジネスレジスターとは、事業所母集団データベースのことを指し、経常的に更新を行い、すべての事業所・企業を捕捉し、最新の情報を保持するデータベースのことを指す。

3-2 米国における分配側 GDP 推計概要¹⁴

米国では、SNA 概念とは異なる NIPA (国民所得生産勘定：National Income and Products Accounts) 概念での推計が行われている。NIPA 概念では、たいていの場合は推計項目名が異なっていたとしても、SNA 概念と同様もしくは類似の概念で推計が行われているが、一部、推計対象の範囲や推計手法が異なっている。主な相違点としては、「法人 (corporations)」概念の範囲があげられる。NIPA 概念において、法人は単に法実体を有しているか否かで定義されるが、SNA 概念ではより広い概念となっており、有限責任事業組合、名目上の居住者単位、準法人なども含まれる。また分配側 GDP について、2008SNA では生産側 GDP と一致するように残差推計される点が記載されているが、NIPA では各種基礎統計にもとづき独立に推計されるため、推計方法が異なっている。

表3では、分配側 GDP と関連する各推計項目について SNA 概念と NIPA 概念の主な相違点をまとめている。2008SNA において、家計部門の非法人企業の混合所得と営業余剰は区別されるが、NIPA 概念では、混合所得にあたる事業者所得は営業余剰に内訳項目として含まれる。また、雇用人報酬の内訳項目である社会負担について、SNA 概念では政府の社会保障制度に関する負担分も含まれるが、NIPA 概念ではこれら負担分を含まずに、追加的労働所得として定義される。

米国では、速報推計において信頼性の高い基礎統計が利用できる支出側推計を優先される。速報推計における主な基礎統計としては、『Monthly Survey of Manufacturers' Shipments, Inventories, and Orders』、『Monthly Wholesale Trade Survey』、『Monthly Retail Trade and Food Services Survey』、『Quarterly Services Report』、『Quarterly Financial

Report』(センサス局、(Census Bureau))、『Monthly U.S. international trade in goods and services』(センサス局ならびに経済分析局、(Census Bureau and Bureau of Economic Analysis))などが用いられる。

第一次速報推計は、当該四半期終了から約一か月後目途で公表されるが、この時点ではリアルタイムで推計に利用できる基礎統計が少ないため、推計値の多くは米国経済分析局 (BEA、Bureau of Economic Analysis) による予測値が用いられる。第二次速報推計は、第一次速報推計公表一か月後に公表され、この時点で各種基礎統計を反映した四半期値が推計されるが、最終月のデータなどが未公表の場合は、さらにその一か月後に公表される第三次速報推計において反映される。

また、米国では、I-O Accounts (産業連関表に関する Make table と Use table) と GDP by Industry (生産側 GDP) を整合的に統合し、統合した勘定を産業別の生産勘定にあたる Industry Economic Accounts として公表している。Make table と Use table は SUT に相当するものであるが、2015 年から定義や価格評価について国際基準に則った SUT の公表を始めた。

I-O Accounts は経済構造の生産物構成を把握することに重点を置き、GDP by Industry は生産と付加価値の産業別構成を把握しようと、それぞれ独立に推計され、2004 年までは両者の間の推計値の相違は調整されていなかった。2004 年から、両者および支出側 GDP、分配側 GDP とも整合性をとるように調整がされるようになった。米国において、Industry Economic Accounts は、GDP 作成のためのツールというよりも、支出側 GDP と整合的な形で、産業別 GDP や生産物構成を把握することを目的に用いられている。

年次推計値は、Industry Economic Account の年次改定

表3 SNA 概念と NIPA 概念の相違点

	SNA 概念と NIPA 概念における定義・概念の違い
「営業余剰 (operating surplus)」と「混合所得 (mixed income)」	・ SNA 概念では、企業における「営業余剰」と企業所有者の労働によって発生した所得を「混合所得」として区別している。NIPA 概念では、両者を区別せずに、家計部門の非法人企業における所得に含めることとする。
「事業者所得 (proprietors' income)」と「混合所得 (mixed income)」	・ NIPA 概念では、非法人企業における企業所有者の労働によって発生した所得は「営業余剰」の内訳項目である「事業者所得」と定義される。SNA 概念上は、これは、いわゆる「混合所得」である。
「社会負担 (social contribution)」と「社会保障に関する負担 (contributions for social insurance)」	・ NIPA 概念では、政府の社会保障制度に関する負担分を「社会保障に関する社会負担」として定義される。SNA 概念では、これらに加え、年金や社会保障基金分を含んだ (政府以外の) 負担分を「社会負担」と定義される。NIPA 概念において、SNA 概念の「社会負担」に類似する概念は、「追加的労働所得 (supplements to wages and salaries)」となる。

出典：McCulla, Moses, and Moulton(2015)より作成。

¹⁴ ここでの記述は、McCulla, Moses, and Moulton (2015)、内閣府経済社会総合研究所 (2016)、BEA(2019a),(2019b)を参考にしている。

の部分として、毎年 11 月に公表される。この際、SUT バランスにより、支出側 GDP と一致させるように、生産側、分配側 GDP が調整され、「統計上の不突合」がゼロになる。

米国では、上述したように日本と同様に支出側をヘッドラインとして GDP を公表しているが、その上で、税務データ等の行政記録情報を活用して、営業余剰や雇用者報酬等を積み上げ、GDI (SNA 概念における分配側 GDP に相当) を独立に推計し、公表している。米国のデータでも GDP と GDI の間には相当の乖離が生じており、GDP と GDI についての信頼性を比較検証した Jeremy (2010) に対する Landefeld (2010) のコメントにおいて、アメリカ経済分析局の見解として、GDP が唯一の産出を示す指標だと提言したこともなければ、GDI が経済活動を測る指標として有用ではないと提言したこともないと述べている。

一方で Landefeld は、GDI よりも GDP の方が基礎統計とパフォーマンスという点から優れている点を指摘している。具体的には、GDP 推計における基礎統計の多くは、センサス局が国民経済計算概念と整合的になるように調査事項の定義や調査対象などが決められ、月次、四半期、年次単位で実施される統計調査が用いられるの

に対して、GDI 推計の基礎統計は税務当局に提出される財務諸表が用いられるため、企業会計規則や税法、企業慣行の変化によりデータの範囲や定義が国民経済計算概念とは異なる事態がくり返し起こってしまう点を述べている。また、GDI 速報推計の方が GDP 速報推計と比べて、欠損データについて過去のトレンドから現実妥当性の高い推計を行うことがより難しい点もあわせて指摘している。米国では、税務統計を用いて分配側を独立推計しているが、Landefeld et al.(2008) は、(a) 納税・財務情報について経済学的な概念と整合的な数値への調整の必要性、(b) 税務当局の情報が利用可能になるまでのタイムラグ、(c) 所得額の報告漏れについての懸念という 3 つの推計上の課題を指摘している。

表 4 は、米国における分配側 GDP 推計方法の概要をまとめたものである。SNA 概念上の営業余剰にあたる企業利益について、年次推計では『Quarterly Financial Report』や内国歳入庁データ、四半期速報推計ではそれらのデータに加えてトレンド推計値や見通し値が用いられる。『Quarterly Financial Report』は、製造業、鉱業、卸売業、小売業、特定サービス業を対象としたサンプル調査であり、年に一回の頻度で連邦所得税コードにもとづくサンプル替えを行っている。SNA 概念上の混合所

表 4 米国の分配側 GDP 推計に用いる基礎統計ならびに推計方法

		制度部門・経済活動等	年次推計	四半期推計
企業利益			直近年：センサス局の Quarterly Financial Report 等 直近年以外：内国歳入庁 (IRS) データ	直近年次推計と同様。ただし一部産業は、judgmental trend 推計
事業者所得		農業部門	農務省によるセンサス調査、年次調査データ	農務省による年間見通し値を四半期分割して推計
		非農業部門	直近年：一部産業は活動指数からの推計 その他は judgmental trend 推計 直近年以外：内国歳入庁 (IRS) の統計から推計	直近年次推計と同様
雇用者報酬	賃金・俸給	民間産業	Quarterly Census of Employment and Wages (BLS) 等	労働省統計局が推計した月単位の時間当たり賃金。その他一部産業は、judgmental trend 推計。
		中央政府		労働省統計局の雇用者数データを用いた judgmental trend 推計等
		地方政府		労働省統計局データからの推計値
	追加的労働所得	民間	judgmental trend 推計、労働省集計値、年金給付保障公庫推計値	judgmental trend 推計
	公的	行政記録情報	中央政府分は judgmental trend 推計。地方政府分は年次推計と同様	
生産・輸入品に課される税		中央政府	内国歳入庁収集データ	関税については「月次財政収支」、その他は活動指数からの推計、judgmental trend 推計
		地方政府	国勢調査や年次調査について、暦年調整を行った値	「四半期別税調査」(センサス局)、活動指数からの推計、トレンド推計等
補助金		中央政府	農業関係の補助金については農務省データ。その他は、行政管理予算局データ	農務省のレポートにもとづく judgmental trend 推計
		地方政府	センサス局の年次調査データ。カリフォルニア行政記録データ	judgmental trend 推計ならびにカリフォルニア行政記録データ

出典：BEA(2019a),(2019b)より作成。

表 5 米国ならびに英国の速報推計から年次推計にかけての改定状況
(名目値、季節調整系列、単位：%ポイント)

	米国	英国
雇用者報酬	2.02	2.40
営業余剰（企業所得）	14.21	11.04
混合所得（事業者所得）	5.94	5.52
生産・輸入品に課される税	1.75	3.92

出典：BEA(2018),ONS より作成。

備考：米国については 1993 年から 2015 年までの第 3 次速報推計から第 3 次年次推計への改定値。

：英国については 2012 年第 2 四半期から 2016 年第 4 四半期までの第 3 次速報推計から第 3 次年次推計への改定値。

：表中における括弧内の名称は、米国での項目名。

得にあたる事業者所得については、年次推計では農業部門と非農業部門に分けられ、農業部門については農務省のセンサス調査や年次調査のデータが用いられる。四半期速報推計について、農業部門は農務省の見通し値、非農業部門は年次推計と同様の手法が用いられる。

3-3 英国ならびに米国における改定状況

表 5 は、米国ならびに英国の速報推計から年次推計にかけての年率換算した季節調整値の改定状況を示している。両国ともに、推計項目の中で営業余剰（企業所得）の改定が最も大きく、次いで混合所得（事業者所得）の改定が大きいという点で共通している。営業余剰推計について、米国は独立に推計、英国では残差で推計され、推計手法が異なっているが 10～14%ポイントの改定となっている。雇用者報酬についても、両国ともに 2%ポイント程度改定している。

4. わが国の分配側四半期別 GDP 速報推計の検討状況

4-1 わが国の分配側 GDP 推計概要

分配側 GDP は、先述した通り、平成 23 年基準の JSNA において、四半期別速報推計段階では公表されていない。一方、毎年 12 月に公表される年次推計においては、フロー編の「所得の発生勘定」で表章されている雇用者報酬、営業余剰・混合所得（純）、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金に、「国内総生産勘定」で表章されている固定資本減耗を加算した額が分配側 GDP となる。分配側 GDP は、「国内総生産勘定」における雇用者報酬、営業余剰・混合所得（純）、生産・輸入品に課される税、（控除）補助金、固定資本減耗、「統計上の不突合」の合計となる生産側 GDP と同額となるように推計されている。以下では、分配側 GDP の構成項目の定義と現在検討中の分配側 GDP の四半期別速報

における推計方法等について解説する。

(1) 雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指すものである。雇用者報酬は、内訳として「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれる。「賃金・俸給」はさらに現金給与分として現金給与、手当、賞与、役員賞与等、現物給与としての社宅等の提供について給与住宅差額家賃に分けられる。

役員賞与については、平成 17 年基準の JSNA までは、財産所得（配当）の一部として記録されていたが、平成 23 年基準以降、賃金・俸給に含まれている。さらに、平成 23 年基準の JSNA では、国際基準の 2008SNA と整合的になるように、雇用者ストックオプションの価値も賃金・俸給に含まれる。

「雇主の社会負担」は、「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。「雇主の現実社会負担」は、さらに雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担に分かれる。雇主の現実年金負担は、年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

「雇主の帰属年金負担」は、企業年金のような雇主企業においてその雇用者を対象とした社会保険制度（雇用関係をベースとした社会保険制度）のうち確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関してのみ計上される概念である。雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の企業年金や退職一時金に係る JSNA 上の記録については、2008SNA を踏まえ、また 2008SNA 対応後の『資金循環統計』（日本銀行）と

も整合的に、平成 23 年基準以降、発生主義による記録がより徹底される形となっている。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

現在、支出側 GDP 四半期別速報と同時に参考値として公表されている雇用者報酬の速報値は「国民概念」の値であるが、分配側 GDP の構成項目となる雇用者報酬は、海外からの純受取を含まない「国内概念」となる。

「賃金・俸給」については、直近の第一次年次推計値（1～3 月期の値）をベースに、一般産業（公務を除く）について、雇用者数の増減を『労働力統計』及び『毎月勤労統計』等から、雇用者一人当たりの賃金・俸給額を『毎月勤労統計』等から把握した上で、年次推計とのカバレッジの違いを調整して求められる賃金・俸給額の伸び率を利用して延長推計する。公務については、給与法の改正による月給等の改定が行われた場合には、その内容を反映して延長推計する。

「雇主の現実社会負担」は、法律等で雇主に負担が義務付けられている社会保障基金への雇主の現実社会負担（厚生年金、全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）、組合管掌健康保険、共済組合等）と、雇主が年金基金へ自発的に負担する現実社会負担（厚生年金基金、確定給付企業年金等への雇主負担分。発生主義により受給権を記録する退職一時金を含む）から成る。

社会保障基金への「雇主の現実社会負担」は、直近の第一次年次推計値（1～3 月期の値）をベースに、各種保険制度及び共済の関係資料、『労働力統計』及び『毎月勤労統計』等の基礎資料、各種保険制度の保険料率を用いて得られる負担額の伸び率を利用して延長推計する。

年金基金への雇主の現実社会負担は、直近の第一次年次推計値（1～3 月期の値）をベースに、各種年金基金の関係資料、『労働力統計』及び『毎月勤労統計』等の基礎資料を用いて得られる負担額の伸び率を利用して延長推計する。発生主義により記録する退職一時金については、直近の第一次年次推計値をベースに、『毎月勤労統計』に掲載される離職率を用いて推計する。

（２）営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計の三つの部門にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計、すなわち中間投入、雇用者報酬、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税の合計として計

測していることから、営業余剰・混合所得（純）は存在しない。

「営業余剰・混合所得（純）」は、「営業余剰（純）」と「混合所得（純）」に分けられる。「営業余剰」は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、「混合所得」は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、「営業余剰」と区別して「混合所得」として記録される。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

四半期別速報における延長推計については、民間金融、公的金融部門は金融業の産出の前年比伸び率により延長、個人持ち家は国民経済計算の持ち家の帰属家賃の前年比伸び率により延長する。公的非金融、農林水産部門は年次推計の前年同期値を置く。個人企業（その他）については『個人企業経済調査』の一人当たり営業利益と労働力調査の産業別従業者数から算出した営業利益の前年比伸び率により延長する。民間非金融については、『法人企業統計』の営業利益と人件費等から作成した補助系列の前年比伸び率により延長する。

（３）生産・輸入品に課される税

「生産・輸入品に課される税」とは、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。生産・輸入品に課される税は、平成 17 年基準 JSNA では、現金主義での計上、つまり納税等が行われた時点での記録がされていた。平成 23 年基準 JSNA においては、納税等の義務を発生させる経済活動が生じる時点で記録する発生主義ベースで計数を記録している。また、平成 17 年基準 JSNA において、事業税は生産・輸入品に課される税に含まれていたが、平成 23 年基準改定においては、所得・富等に課される経常税に含めるように変更された。

「生産・輸入品に課される税」は、付加価値税（消費税等）、輸入品に課される税（関税）、その他の生産物に課される税（たばこ税、酒税等）、生産に課されるその他の税（固定資産税等）が含まれる。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

「生産・輸入品に課される税」の速報推計方法は、発生主義化後の直近年次推計値をベンチマークとして、補助系列の前年比伸び率や年度予算の伸び率を用いて、延

長推計する。延長推計方法は、国税分と地方税分で、大別される。国税では、毎月公表される『租税及び印紙収入、収入額調』から得られる税収実績の前年比伸び率により延長推計する。一部、消費税、関税、たばこ税、酒税、揮発油税、軽油引取税については、納税を引き起こす経済活動を反映した基礎データを補助系列として、延長推計する¹⁵。一方、地方税については、速報推計時点で税収実績を示すデータが入手困難なため、前年度公表される予算書の伸び率により延長推計する。

(4) 補助金

国民経済計算上の補助金とは、市場生産者に対して支払われるものであること、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであること、財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の三つの条件を満たす経常的交付金と定義される。一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなく政府による他の種類の経常移転（他に分類されない経常移転）として扱われる。また、投資、あるいは資本

資産、運転資金の損失補填のために産業に対して行われる移転は、補助金ではなく資本移転に分類される。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

延長推計は、年次推計の前年同期値を置く。

(5) 固定資本減耗

「固定資本減耗」とは、建物、構築物、機械・設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。他方、大災害による滅失のように予見しえない固定資産の毀損額については、固定資本減耗には含まれず、「調整勘定」の項で後述する「その他の資産量変動」として記録される。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。具体的には、JSNA においては、固定資産

表6 わが国の分配側 GDP の推計方法

表章分類	細目	速報推計に利用する基礎統計・推計方法	年次推計に利用する基礎統計・推計方法
営業余剰 (23.4%)	民間非金融法人 (16.3%)	『法人企業統計（四半期）』を用いて、SNAの営業余剰概念に調整した系列を用いて、直近年次推計値から前年比延長	付加法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
	公的非金融法人 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値	四半期財務諸表等を用いて推計
	民間金融 (1.8%)	金融業産出額のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長	付加価値法によって経済活動別に推計された金融機関合計から「公的金融機関」の営業余剰を控除
	公的金融 (0.3%)		四半期財務諸表等を用いて推計
	家計（持ち家） (4.9%)	持ち家帰属家賃のQE推計値を補助系列として、直近年次推計値から前期比延長	産業別国内総生産推計から求められる「住宅賃貸業」のうち、持ち家分について付加法より推計
混合所得 (1.8%)	農林水産 (0.2%)	直近年次推計の前年同期値	各種基礎資料を用いて推計した混合所得額から在庫品評価調整、FISIM調整して算出
	個人その他 (1.6%)	「産業別自営業主数」（労働力統計）を用いて補助系列を作成し、直近年次推計値から前期比延長	付加法により推計された営業余剰・混合所得をコントロール・トータルとし、別途決算書等から推計可能な制度部門別の営業余剰等を控除した残差を「民間非金融法人」ならびに「個人その他企業」で分割。
雇用者報酬 (44.4%)	—	速報時点で推計可能な国民概念の雇用者報酬を、『国際収支統計』の所得収支を用い国内概念に転換して活用	『国勢統計』、『毎月労働統計』、『労働力統計』等を用いて推計
固定資本減耗 (22.5%)	—	直近年次推計における資本財別の実質固定資本減耗をウェイトおよび当該四半期デフレーターを用いて一國計の総固定資本形成デフレーターを推計。その総固定資本形成デフレーターの前年比伸び率を補助系列として、直近年次推計値から前年比延長	恒久棚卸法による期末資本ストック残高の推計を行い、社会資本も含めて全て定率法を採用。計算に使用する償却率は『民間企業投資・除却調査』等のデータから推計・設定
生産・輸入品に課される税 (8.4%)	国税 (4.9%)	主に、『租税及び印紙収入、収入額調（月次）』で前年比延長	年度決算書（財務省）等を用いて推計。
	地方税 (3.5%)	主に、予算ベース（地方税及び地方譲与税収入見込額）で前年比延長	年度決算書（財務省）等を用いて推計。
(控除)補助金 (0.7%)	—	直近年次推計の前年同期値	年度決算書（財務省）、『補助金総覧』（日本電算企画）等を用いて推計
制度変更への対応	—	「予算書」等の政府公表資料から、事前に制度変更の概要や予算規模などが把握できる場合は、検討の上、それらを反映した推計方法を用いる	年度決算書（財務省）等を用いて推計。四半期値については、「予算の使用状況」（財務省）等を活用。

備考：括弧内の値は、各項目の推計額が占める割合。

¹⁵ 例としては、消費税推計におけるQE家計最終消費額（非課税部分を除く）、関税推計における「貿易統計」（財務省）における貿易指数（輸入、総合、数量指数）、たばこ税推計における「紙巻たばこ統計データ」（日本たばこ協会）における紙巻たばこ販売本数などである。

ごとに、対応する資本財別のデフレーター（期中平均）を用いて評価されている。

＜現在検討中の速報における延長推計の概要＞

速報時点の実質固定資本減耗は直近年次推計時と等しいと仮定し、直近の年次推計の暦年値における資本財別実質固定資本減耗のウェイトで統合したデフレーターを用いて物価の変動を反映させることで、当該四半期における名目固定資本減耗を推計している。

表6は、現在検討中の速報推計と年次推計に利用する基礎統計ならびに推計方法について、まとめたものである。速報推計では、その時点で利用可能な各種基礎資料を用いて、異なる方法により推計が行われるが、それらは4つに大別される。具体的には、①QE系列の活用（雇員報酬）、②月次・四半期基礎資料の活用（営業余剰・混合所得、国税）、③年次基礎資料の活用（地方税）、④その他（固定資本減耗、（控除）補助金）である。分配側四半期別 GDP 速報は、直近時点で利用可能な基礎統計を可能な限り活用して推計されるが、年次推計において速報段階では入手できない基礎統計の取込みや、基礎統計の確報化を反映させることにより、速報推計から年次推計にかけて計数の改定が生じる。

4-2 わが国における改定状況

図1は、現在検討中の速報推計方法による試算値から

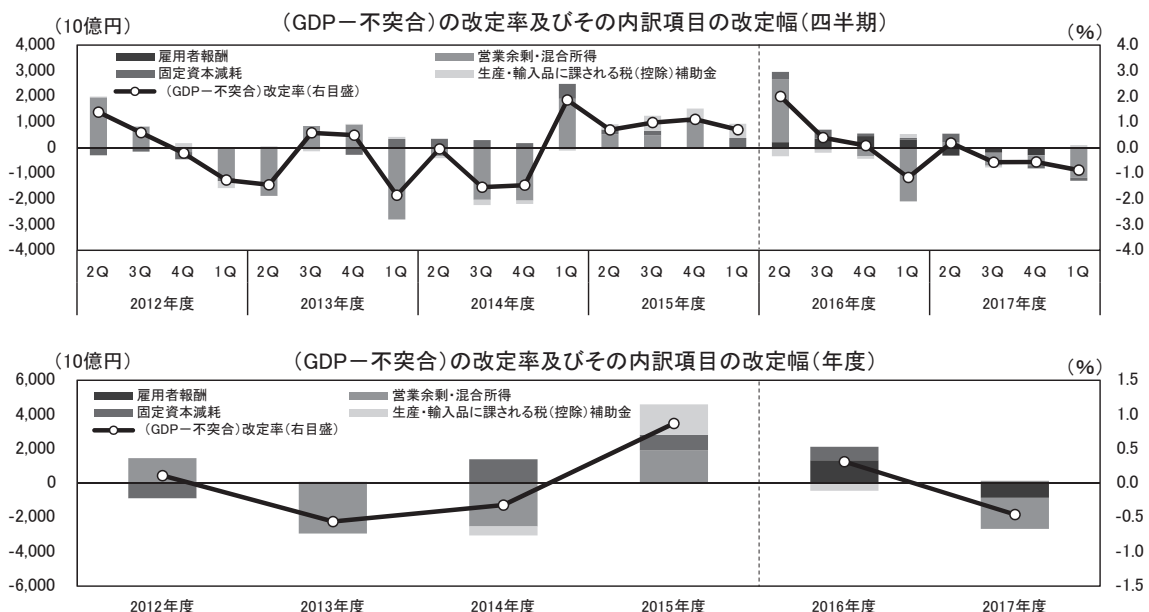
年次推計にかけての分配側 GDP の改定率及びその内訳項目の改定幅を示している。図1について、2015年度以前と2016年度以降では、基準改定の関係から分析の枠組みが異なるため、図の見方に注意を要する。分配側 GDP 速報推計では、上述の通り、雇員報酬速報値を「国内概念」に変換した値を用いている。このため、平成23年基準の雇員報酬速報値が存在しない2015年度以前については、雇員報酬の改定状況を確認することができない。

図1から、2016年度以降の分配側 GDP 速報試算値の推計精度をみると、四半期では最大で3%ポイントもしくは-3%ポイントの改定がみられるが、概ね1%ポイント以下となっており、年度では0.5%ポイント前後となっている。推計項目別に改定に寄与している項目を見ると、営業余剰・混合所得が全体の改定に大きく寄与している。

わが国の分配側 GDP の改定状況と米国の GDI の改定状況について、改定幅の絶対値の平均（Mean Absolute Revision, MAR）をみると、わが国の MAR（2016年第2四半期から2017年第1四半期）は0.73であったのに対して、米国の MAR（1993年から2012年）は0.55と同程度となっている¹⁶。

こうした改定の要因について検討する。第一に、速報推計と年次推計の推計枠組みの違いが挙げられる。

図1 分配側 GDP の改定状況（名目値、原系列）



出典：総務省統計委員会提出資料(2019)より引用

¹⁶ 米国の改定状況については、BEA (2018)。

図2ならびに図3は、営業余剰・混合所得における年次推計と速報推計の推計手法の違いについて模式図として示している。年次推計における営業余剰・混合所得は、経済活動別に付加価値法により求められる（（1）式）。

$$(1) \text{ 産業別営業余剰・混合所得} = \text{産業別国内総生産} - (\text{産業別固定資本減耗} - \text{産業別生産・輸入品に課される税(控除)補助金} - \text{産業別雇用量報酬})$$

図2 制度部門別の営業余剰・混合所得の年次・速報推計のイメージ¹⁷

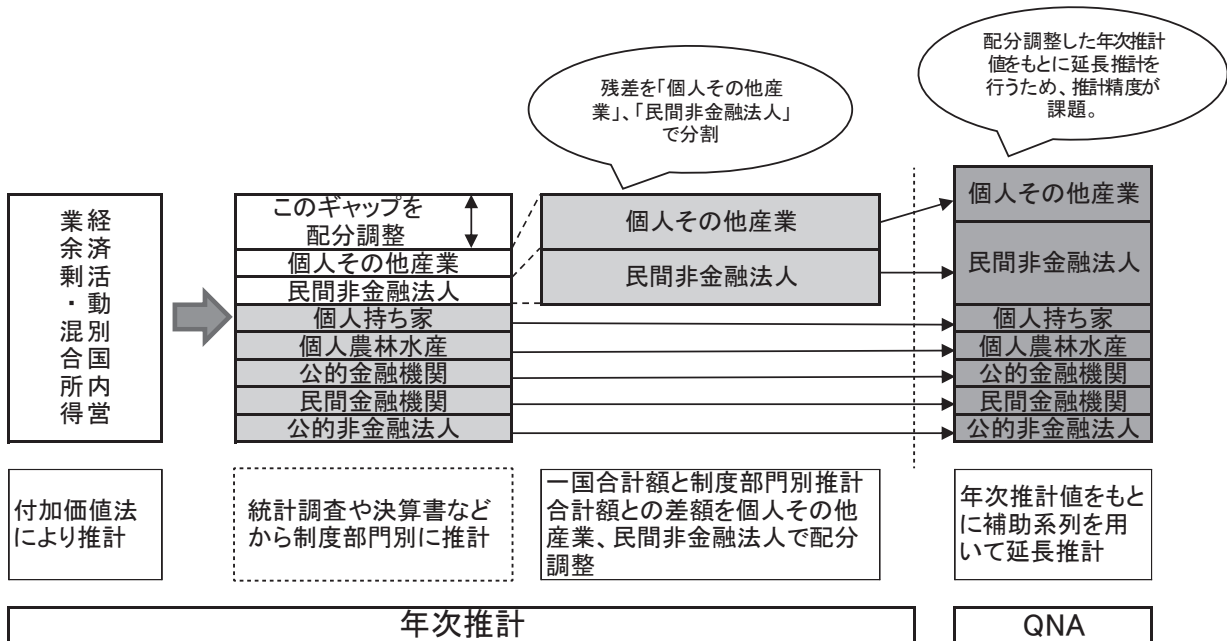
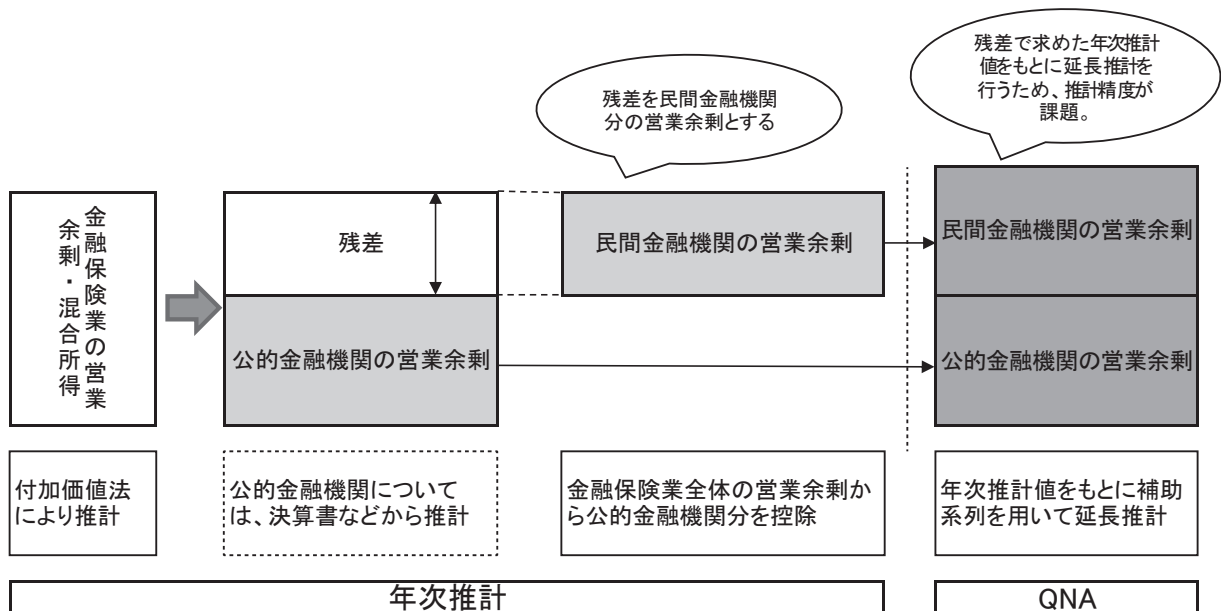


図3 金融保険業の営業余剰・混合所得の年次・速報推計のイメージ



¹⁷ 図中のQNAとは、四半期別国民経済計算（Quarterly National Accounts）のことである。

年次推計では、付加価値法推計の一環として求めた一国全体の値を、企業ベースで推計した制度部門別の計数で分割することにより、制度部門別の営業余剰等を推計する¹⁸。具体的には、付加価値法により推計された営業余剰等をコントロール・トータルとし、別途推計する制度部門推計値との差額を各制度部門に配分調整する。差額を配分する際に、公的非金融企業、金融機関、家計（個人企業）のうち農林水産業及び持ち家については、制度部門別推計値を用い、この調整の対象からあらかじめ除外する。端的に述べると、付加価値法で求められる一国全体の値と企業ベースで推計した制度部門別の営業余剰等を積み上げた一国全体の値では差分が生じるため、その差分については、個人その他産業ならびに民間非金融法人において配分調整している。

他方、速報推計では、直近年次推計をベースに各種基礎統計を用いて作成する補助系列の動きを用いて推計される。年次推計では、個人その他産業ならびに民間非金融法人については上記の差分調整分が含まれ推計概念が異なるため、速報推計値の間に比較的大きな改定が生じる要因となる。金融機関の営業余剰についても、図3で示しているように、同様の枠組みで残差推計にともなう改定が生じていることが考えられる。

第二に、SNA上の営業余剰と企業会計上の営業利益における概念差である。SNA統計における民間非金融法人の営業余剰（純）は、『法人企業統計』の営業利益に対応する。『法人企業統計』における「営業利益」は(2)式のとおり、定義される。ここで「売上高」から控除される「人件費」については、企業会計ベースとなっており、賞与引当金が各四半期値に計上されるため、発生主義ベースのSNA概念の四半期パターンとは異なる四半期パターンとなる。このため、速報推計における補助系列作成の際は、『法人企業統計』の人件費の四半期パターンを年次推計における雇用者報酬の民間産業分の四半期パターンによって修正したSNA概念調整後の「人件費」を「売上高」から控除する（(3)式）。民間非金融法人の営業余剰（純）は、以上の手順によって求められた補助系列の前年比伸び率により延長する。

$$(2) \text{ 営業利益 (法企)} = \text{売上高 (法企)} - \text{売上原価 (法企)} - \text{販売費及び一般管理費 (法企)} - \text{人件費 (法企)}$$

$$(3) \text{ 補助系列：営業余剰 (純)} = \text{売上高 (法企)} - \text{売上原価 (法企)} - \text{販売費及び一般管理費 (法企)} - \text{人件費 (SNA 概念調整後)}$$

ここで、速報推計時点においては、「人件費」のSNA概念調整に用いる民間産業分の四半期パターンのデータが入手できないため、仮置きとして直近年次推計における前年同期値を用いている。この仮置き値が、年次推計において基礎統計に基づく推計値に更新されることから、改定が生じる要因となる。

速報推計では、年次推計では利用できるSNAと企業会計の概念差を調整する基礎統計を得ることが難しいため、速報と年次推計の間で改定が生じる。その他のSNA上の営業余剰と企業会計上の営業利益における概念差としては、純粹持株会社、在外支店の営業利益、FISIM（中間消費分）、在庫品評価調整額及び減価償却費における概念差が挙げられる。純粹持株会社の営業利益は、その大半が子会社配当によるものである可能性が高いが、SNA概念では子会社配当は財産所得として定義されるものであり、営業余剰に含まれない。在外支店の営業利益についても、国内概念に基づきSNAの営業余剰には含まれないが、企業会計における営業利益には含まれている。このように、企業会計上の営業利益はSNA上の営業余剰と比べて、その定義がより広義なものとなっている。

FISIM（中間消費分）については、企業会計上の営業利益では、資金の借り手である非金融法人企業の利子支払いは、営業外費用にあたるため控除されていないが、営業余剰概念では、その一部が金融サービス消費（中間投入分）として控除される。

在庫品評価調整額については、企業会計上の営業利益では、在庫品（棚卸資産）の評価損益が含まれるが、SNA上の営業余剰においては、在庫品の評価損益が概念上除外されるべきものとなっている。

SNAにおける固定資本減耗と企業会計上の減価償却費を比較すると、計上範囲や価格評価などの違いにより、概念差が生じている。固定資本減耗では火災や地震、台風等の自然災害による損失分が含まれるのに対して、減価償却費では自然災害にともなう資産の損失分は計上範囲の中に含まれない。また、固定資本減耗は再調達価格（時価）で計上されるのに対して、減価償却費は資産取得価格（簿価）で計上される。

第三に、取引や納税の計上時点に関する概念差が挙げ

¹⁸ 一般政府及び対家計民間非営利団体については、概念上、営業余剰等は存在しない。

られる。分配側推計に関わる計上時点の概念差が問題となるのは雇用者報酬推計、税推計などにおいてである。SNAでは、取引や納税が行われる現金が支払われた、あるいは納税された時点で計上するのではなく、権利の発生時点で計上するという発生主義が原則となっている。雇用者報酬については、営業余剰と企業利益の概念差についての記述箇所でも触れた通り、企業会計上の人件費となる賞与は企業から労働者に支払われたタイミングで計上するのではなく、発生主義で計上されるよう、概念調整が行われる。また、生産・輸入品に課される税については、課税方法に従い、生産物が生産、輸入、販売される時点で計上されるように発生主義化が行われる。

計上時点の概念差がもたらす改定については、図2における「生産・輸入品に課される税」の2015年度の改定を例に解説すると、地方税について、速報推計時点で税込実績を示すデータが入手困難なため、前年度公表される予算書の伸び率等を用いて延長推計している。このため、税率変更等が起きた年度の速報推計は、制度変更に伴うリアルタイムの経済活動の変化を捉えきれずに、年次推計における改定が大きくなる可能性が高くなる。

例えば、図1の「生産・輸入品に課される税」の2015年度の改定状況が、他の年度より改定が比較的大きくなっている。2014年4月に消費税率が5%から8%へと引き上げられたが、この2015年度の改定には、この消費増税に伴う地方税のいわゆる「期ずれ」に起因する改定が含まれる。消費税のうち、国税にあたる6.3%納付分は当該年度分として国庫に納付されるのに対して、地方税にあたる1.7%納付分は一旦国庫に入った後で地方政府に配分されるため、一定の額が翌年度分の地方税収として計上される。これに関し、簡単な例を示すと、2014年度決算を2015年3月に行った企業が2015年5月(2014年度出納整理期間)に納税した場合、国税分は2014年度の税収として計上されるが、地方税分は2015年度の税収として計上されてしまう。「生産・輸入品に課される税」のうち、消費税の延長推計方法は上述したように、発生主義化の観点から税収の実績の動きではなく、QEの家計消費の動きから延長推計されるが、ベンチマークとなる年次推計の前年値において、「期ずれ」の地方税収が含まれないことにより、翌年度の速報推計では過少推計となる可能性が高まることになる。

5. 分配側四半期別GDP速報導入に向けて

最後に、前章で指摘したわが国における分配側速報値の推計に関し、今後の対応方針への私見を述べ、本稿を

締めくくる。

速報推計と年次推計の分析枠組みの違いについて、現行のJSNAの年次推計では、2008SNAという国際標準に基づいて営業余剰を残差推計している。しかしながら、前章で指摘したとおり、営業余剰・混合所得における残差推計が改定要因となっている可能性もある。もっとも分配側を独立推計している米国においてもわが国と同程度の改定が生じていることを踏まえれば、営業余剰・混合所得を米国のような独立推計に移行したとしても、速報と確報の改定差の縮小には限界があるかもしれない。速報から確報への改定は、小さければ小さいほど政策運営に有効な指標となると思われることから、引き続き、利用できる基礎統計の充実や推計方法の改善が求められる。

参考文献

- BEA (2018) “The revisions to GDP, GDI and their major components,” Survey Current Business
- BEA (2019a) “Concepts and Methods of the U.S. National Income and Products Accounts,”
- BEA (2019b) “Updated Summary of NIPA Methodologies,”
- Jeremy, J.N. (2010) “The income and expenditure side estimates of U.S. output growth,” Spring 2010.
- Landefeld, J. S., Eugene P. S., and Barbara M. F.(2008) “Taking the Pulse of the Economy: Measuring GDP,” Journal of Economic Perspectives, 22(2),
- Landefeld, J.S. (2010) “Comment” in Brookings Papers on Economic Activity,” Spring 2010.
- McCulla, S.H., Moses, K.E., and Moulton, B.R. (2015) “The National Income and Product Accounts and the System of National Accounts 2008 Comparison and Research Plans,” Survey Current Business.
- ONS (1998) “National Accounts concepts, sources and methods,”
- ONS (2012) “Balancing the Three Approaches to Measuring Gross Domestic Product,2012,”
- ONS (2018) “VAT turnover data in National Accounts: background and methodology,”
- Walker, G., Walton, A. and Georgiades, T. (2012) “Why is GDP Revised?” ONS
- 総務省統計委員会 (2018) 平成 30 年 7 月 12 日第 11 回国民経済計算体系的整備部会提出資料
- 総務省統計委員会 (2019) 平成 31 年 4 月 11 日第 15 回国民経済計算体系的整備部会提出資料
- 総務省統計委員会 (2020) 令和 2 年 3 月 17 日第 20 回国民経済計算体系的整備部会提出資料
- 高田悠矢、竹内維斗文、吉岡徹哉 (2014) 「分配側 GDP・家計所得支出勘定における四半期速報の検討状況について」『季刊国民経済計算』No155
- 内閣府経済社会総合研究所 (2018) 「平成 28 年度内閣府経済社会総合研究所委託調査 供給・使用表の枠組みの更なる活用及び四半期 GDP 速報の拡充に関する海外先行事例調査報告書」
- 山本龍一 (2011) 「分配側 GDP 推計の各国における実施状況とわが国における対応」『季刊国民経済計算』No152